広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則

平成１９年２月１日

規則第１０号

（総則）

第１条　職員の旅費に関しては、広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成１９年広島県後期高齢者医療広域連合条例第１４号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（旅行取消し等の場合における旅費）

第２条　条例第３条第５項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた額の３分の１に相当する額の範囲内の額

（旅費喪失の場合における旅費）

第３条　条例第３条第６項の規定により支給する旅費の金額は、次に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗車券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

（旅行命令等の変更の申請）

第４条　旅行者が条例第５条第１項又は第２項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を添えてしなければならない。

（路程の計算）

第５条　旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 鉄道　鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第１３条第１項に規定する鉄道運送事業者の運賃の算出の基礎となった路程

(2) 水路　海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２条第２項に規定する船舶運航事業を営む者の運賃の算出の基礎となった路程

(3) 陸路　実測その他信頼するに足りる方法により計測又は地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

２　前項第１号又は第２号の規定により路程を計算しがたい場合には、当該各号の規定にかかわらず、前項第３号の規定に準じて計算することができる。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか、職員の旅費に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、同日以後出発する旅行から適用する。

附　則（平成２０年３月３１日規則第７号）

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

２　改正後の広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。